

議案第1号 鳥取都市計画道路の変更

【新 規】

3・5・18号 千代水幹線

3・5・19号 嶋里仁線

【変 更】

3・4・12号 湖山商栄線

3・4・18号 晩稻賀露線

- 都市の骨格を形成する道路であり、円滑な移動を確保し、都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成するために都市計画法により定めるもの
- 定める項目として、道路の位置、幅員、車線数など
- 道路名称は番号及び路線名で定められ、番号は区分や規模により付される

【 ① ・ ② ・ ③ (名称) 】

(例) 3 ・ 2 ・ 2 号 福部伏野線

① 区分		② 規模	③ 一連番号
区分1	自動車専用道路	1 幅員40m以上	当該都市計画区域毎に、区分毎の一連番号を付する。
区分3	幹線街路	2 幅員30m以上40m未満	
区分7	区画街路	3 幅員22m以上30m未満	
区分8	歩行者専用道・自転車専用道又は自転車歩行者専用道	4 幅員16m以上22m未満	
		5 幅員12m以上16m未満	
区分9	都市モノレール専用道等	6 幅員8m以上12m未満	
		7 幅員8m未満	
区分10	路面電车道		

都市計画法第53条に基づく制限

- 都市計画道路を含む都市計画施設の区域内については、将来の事業の円滑な施工を確保するため、建築物の建築について市長の許可が必要となる。
 - 許可される建築物は、移転・除却が容易なものに制限される。
 - ① 2階以下で地下室がない
 - ② 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造
- 上記の条件を満たし、移転や撤去が容易なもの

◎山陰近畿自動車道 鳥取～覚寺間は、鳥取市街地に位置し、鳥取自動車道・山陰道・山陰近畿自動車道の3つの高速道路ネットワークを結ぶ道路です。

◎鳥取市街地における交通混雑の緩和や道路の安全性の向上、災害時の交通路確保、速達性の向上、産業活動や観光におけるアクセス向上を事業の目的としています。



都市計画道路の変更 概要

この度の都市計画道路の変更については、「1・4・2号南北線」の都市計画決定に伴う、アクセス道の新規決定や南北線インターチェンジと既存道路の平面交差点の新設による変更となる。

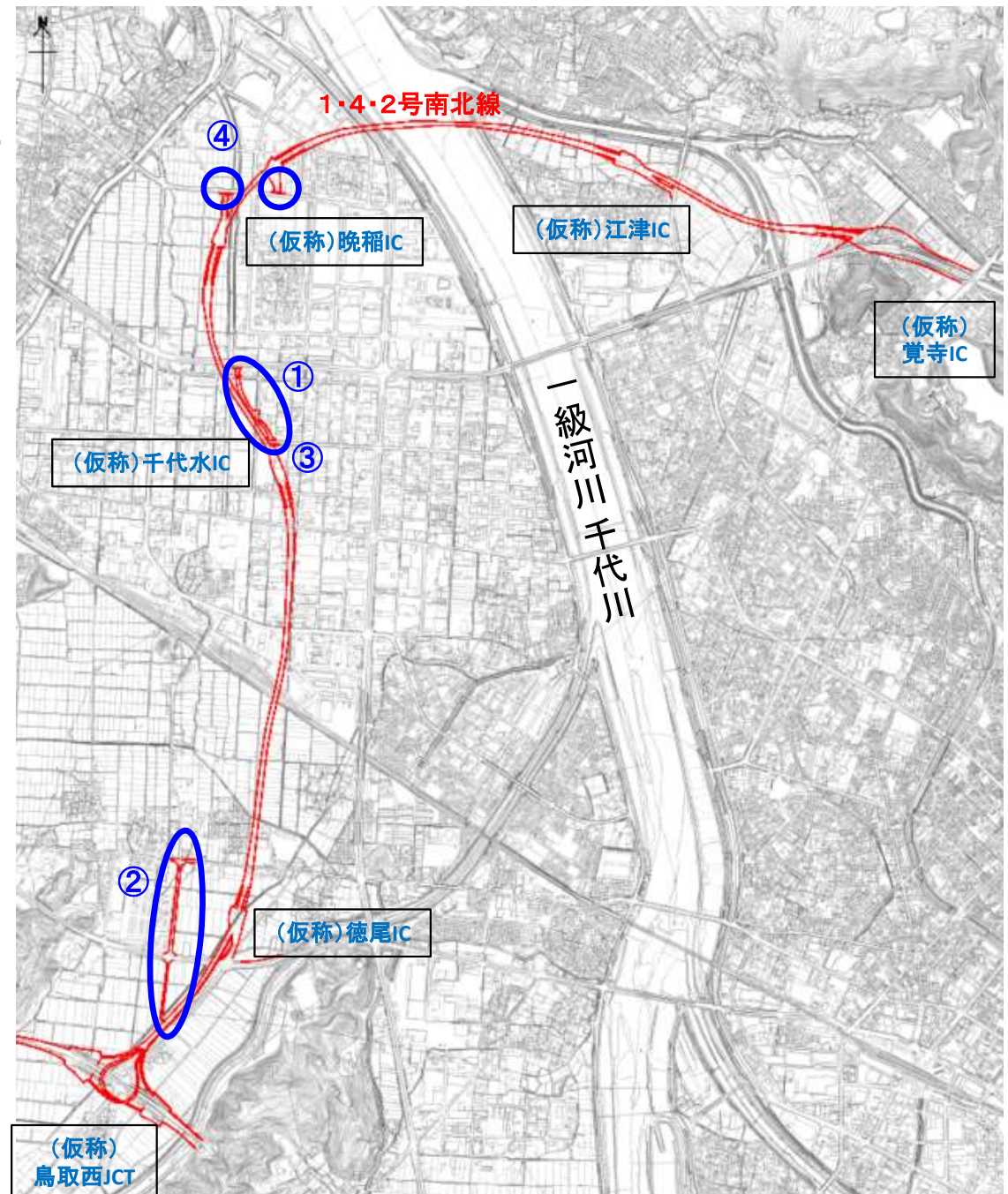
【新 規】

- ① 3・5・18号 千代水幹線
- ② 3・5・19号 嶋里仁線

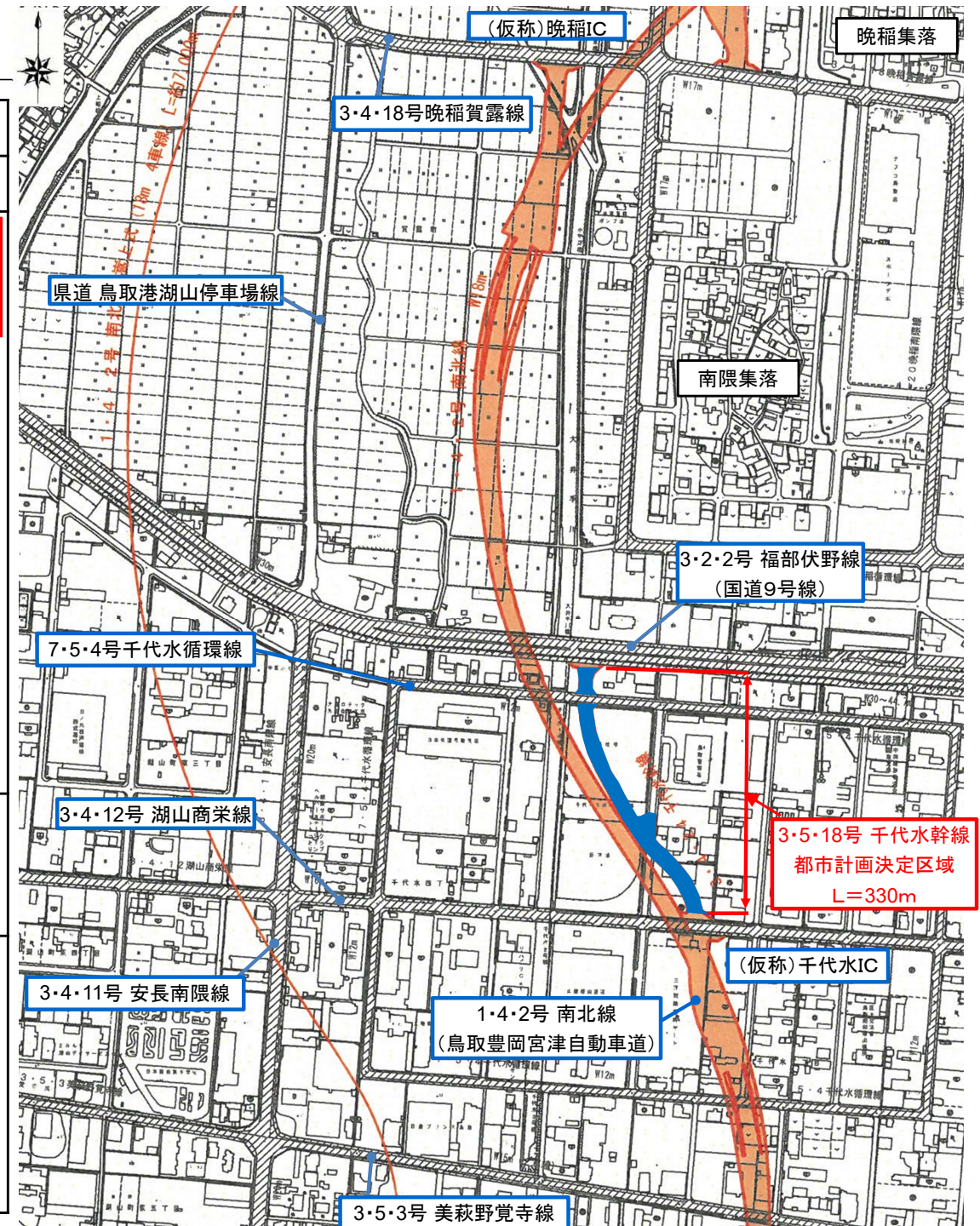
【変 更】

- ③ 3・4・12号 湖山商栄線
- ④ 3・4・18号 晩稻賀露線

○：変更箇所

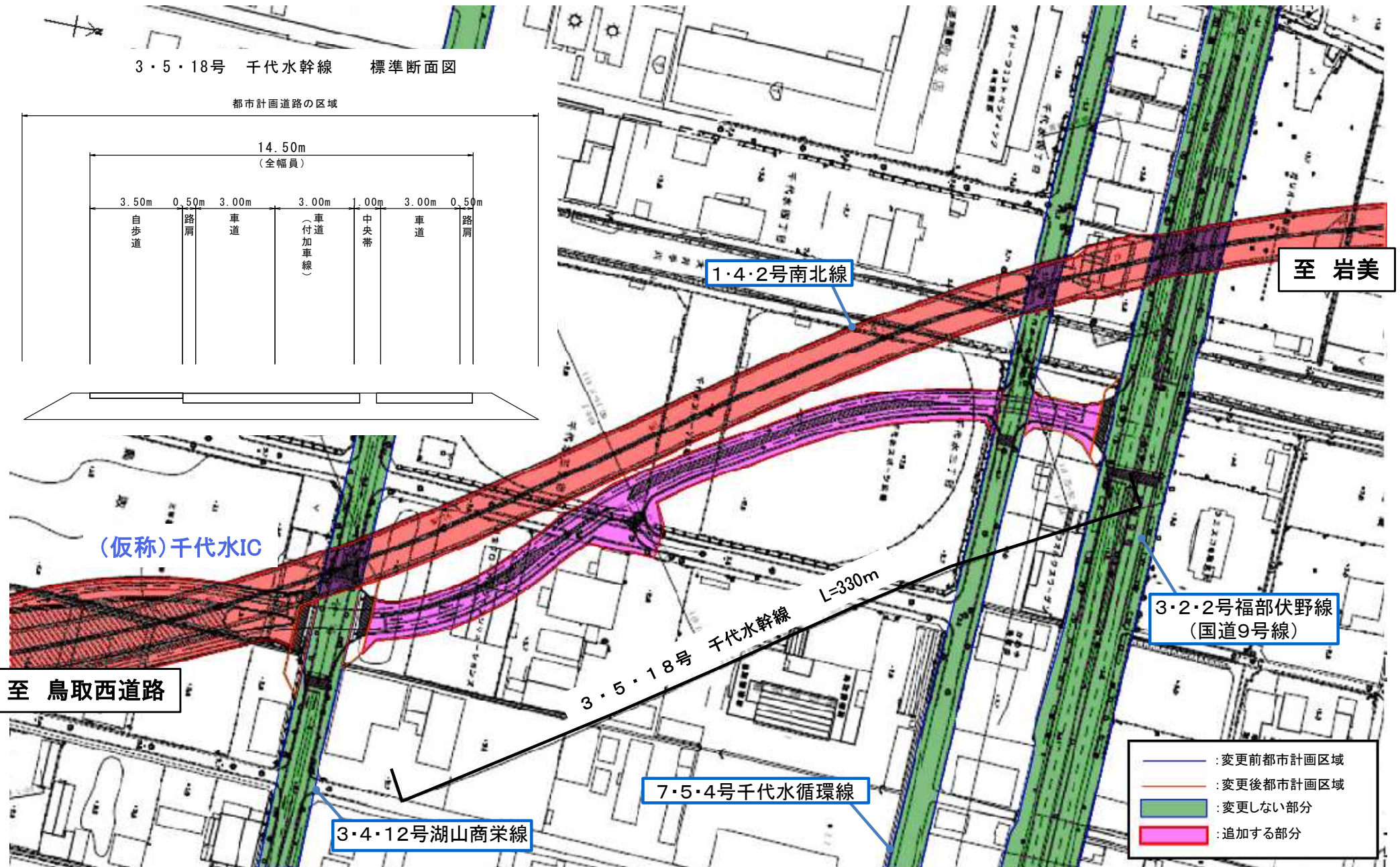
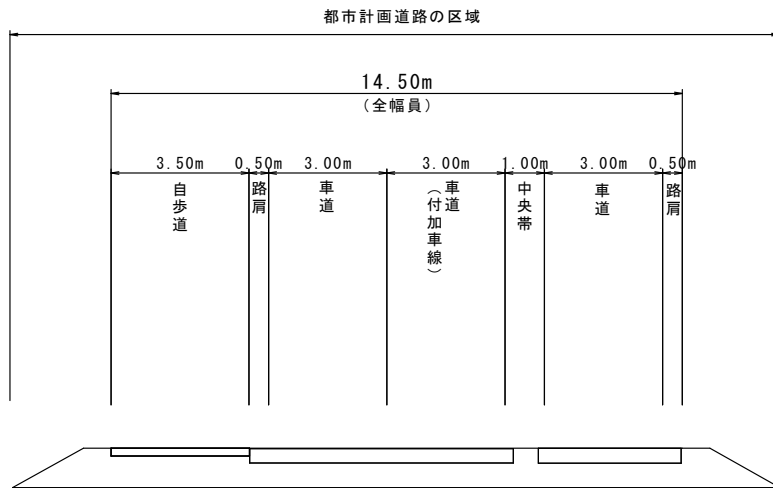


(1)名称	3・5・18号 千代水幹線
(2)位置	鳥取市千代水四丁目～鳥取市千代水三丁目
(3)計画諸元	●3・5・18号千代水幹線(市道) 延長:330m 車線数:2車線 幅員:14.5m 規格:4種2級 設計速度:50km/h ●1・4・2号南北線(地域高規格道路:国道) 延長:7,000m 車線数:4車線 幅員:18m 規格:1種3級 設計速度:80km/h ●3・4・12号湖山商栄線(市道) 延長:2,330m 車線数:2車線 幅員:16m 規格:4種2級 設計速度:50km/h ●7・5・4号千代水循環線(市道) 延長:2,220m 車線数:2車線 幅員:12m 規格:4種3級 設計速度:40km/h ●3・2・2号福部伏野線(国道) 延長:11,040m 車線数:4車線 幅員:30m 規格:3種1級 設計速度:60km/h
(4)決定内容	鳥取豊岡宮津自動車道の一部である(仮称)千代水インターチェンジのアクセス道路として、千代水三丁目から千代水四丁目間約330mを新規に都市計画道路に追加する。
(5)決定理由	当路線は、都市計画道路南北線の(仮称)千代水インターチェンジの都市計画決定により国道9号線に接続するインターチェンジアクセス道路として、今回、新たに都市計画道路とすることにより、鳥取空港へのアクセスや千代水地区への物流機能の確保、防災上の緊急路線として、主要幹線道路ネットワークが形成される。



都市計画図

3・5・18号 千代水幹線 標準断面図

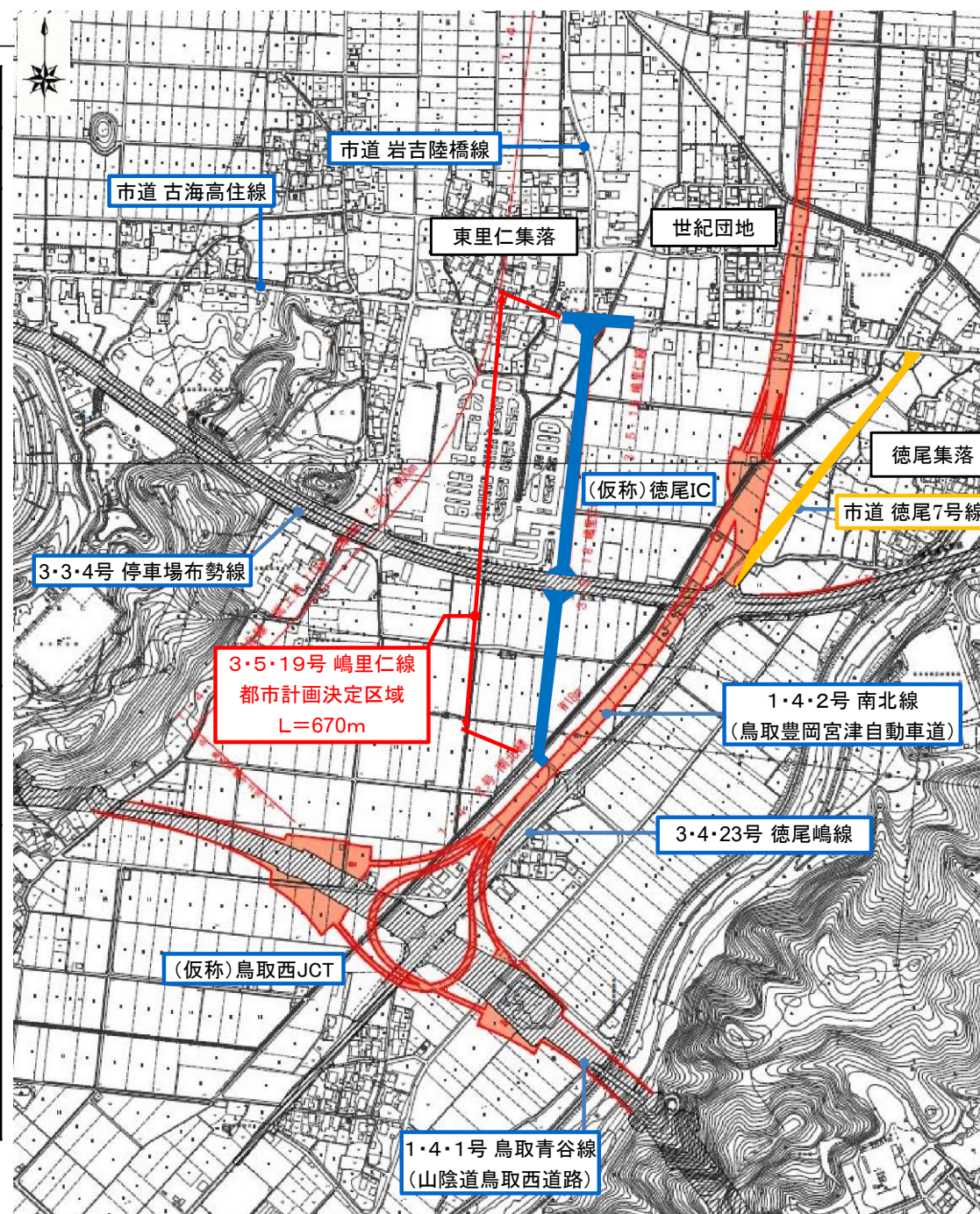


道路イメージ

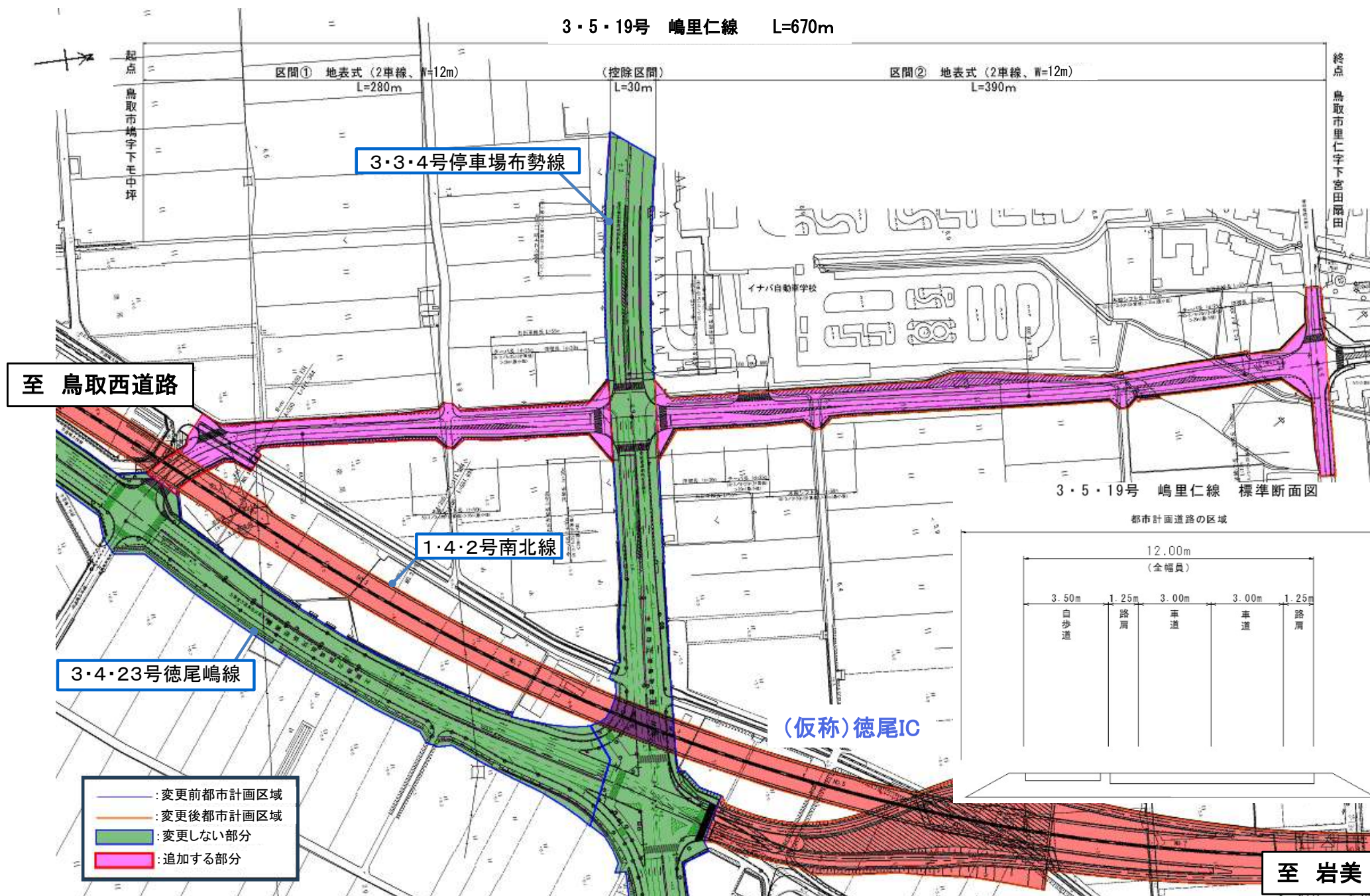


都市計画変更の概要

(1)名称	3・5・19号 嶋里仁線
(2)位置	鳥取市嶋～鳥取市里仁
(3)計画諸元	●3・5・19号 嶋里仁線(市道) 延長:670m 車線数:2車線 幅員:12m 規格:3種3級 設計速度:50km/h ●1・4・2号 南北線(地域高規格道路:国道) 延長:7,000m 車線数:4車線 幅員:18m 規格:1種3級 設計速度:80km/h ●3・3・4号 停車場布勢線(県道) 延長:4,990m 車線数:4車線 幅員:25m 規格:3種2級 設計速度:50km/h ●3・4・23号 徳尾嶋線(県道) 延長:1,040m 車線数:4車線 幅員:21m 規格:3種2級 設計速度:50km/h
(4)決定内容 (変更)	鳥取豊岡宮津自動車道の一部である鳥取西インターチェンジのアクセス道路として、鳥取市嶋から鳥取市里仁間670mを新規に都市計画道路に追加する。
(5)決定理由 (変更)	当路線は、都市計画道路南北線の(仮称)徳尾インターチェンジの都市計画決定(接統計画)により、市道徳尾7号線の一部機能廃止による代替路線及びバス路線の機能確保として必要な路線であり、今回、新たに都市計画道路とすることにより、JR湖山駅へのアクセスや千代水地区への物流機能の確保、防災上の緊急路線として南北線、国道29号に次ぐ補助幹線として道路ネットワークが形成される。



都市計画図



道路イメージ



至 岩美

3・5・19号千代水幹線

1・4・2号南北線

3・4・12号湖山商栄線

千代水2号橋

(仮称)千代水IC

山陰道鳥取支店

鳥取市

鳥取西道路

鳥取土

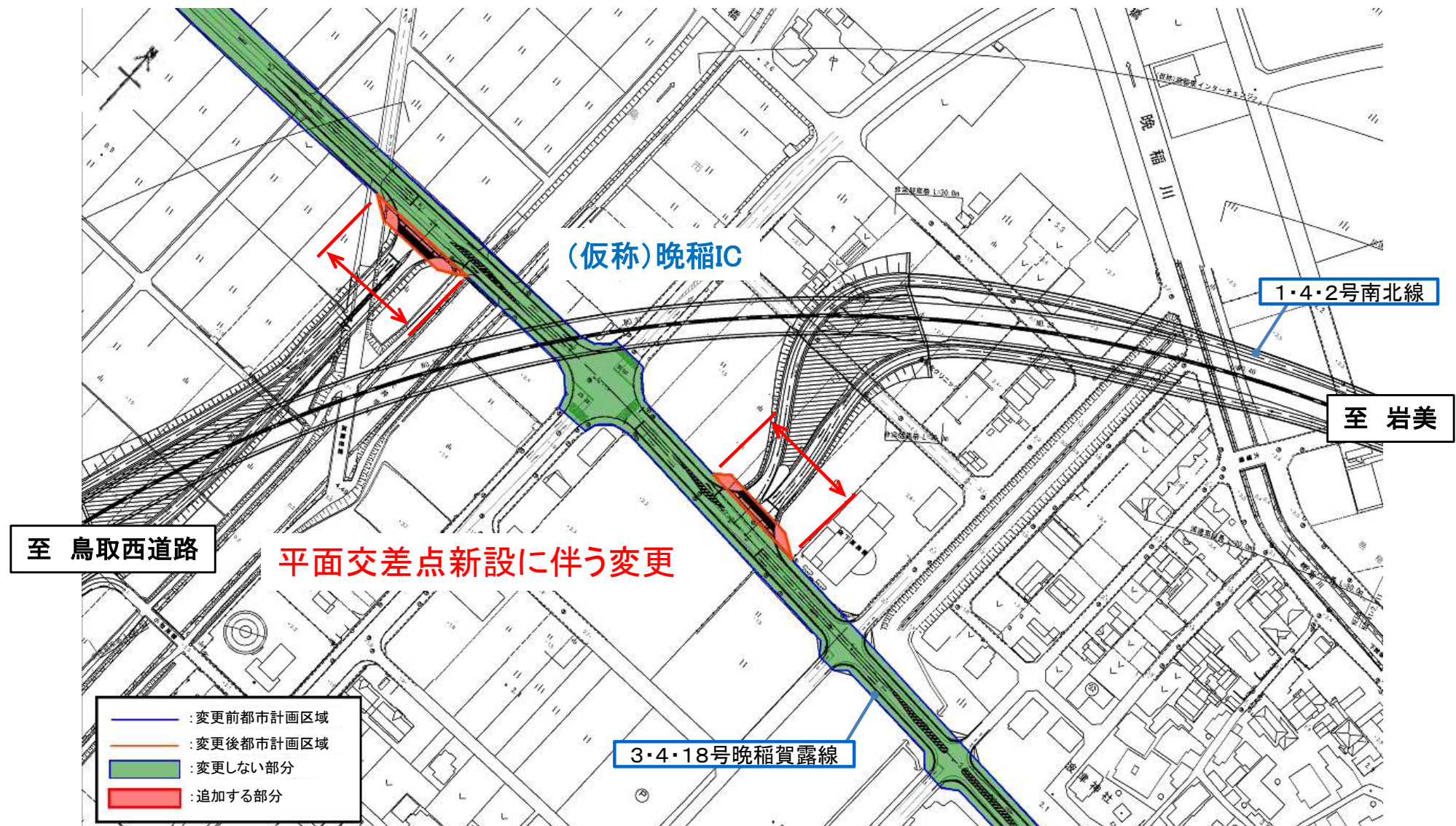
平面交差点新設に伴う変更

至 鳥取西道路

変更前都市計画区域
変更後都市計画区域
変更しない部分
追加する部分

都市計画変更

都市計画道路南北線の新規決定に伴い、3・4・18号晩稻賀露線と(仮称)晩稻ICとの平面交差点が新設されることとなるため、都市計画道路を変更するもの。



本議案の都市計画道路の変更は、1・4・2号南北線と一体性があることから、南北線説明会と併せて、住民説明等を行っている。

説明会	対象	開催日	会場	参加者数
大規模説明会	鳥取市内全域の市民	令和2年10月4日	鳥取県庁講堂	68名
地区説明会	嶋地区・大満地区の住民	令和2年9月25日 ～ 令和2年10月9日	豊実地区公民館	280名
	徳吉地区・徳尾地区の住民		鳥取県民体育館	
	岩吉地区・東里仁地区・世紀団地の住民			
	安長地区の住民		千代水地区公民館	
	晩稲地区・南隅地区の住民		賀露地区公民館	
	賀露地区の住民			
	東ひばりヶ丘地区の住民		浜坂地区公民館	
	浜坂新田地区・江津地区の住民			
	山城町地区の住民			
	あさひヶ丘地区の住民			
事業所説明会	ルート沿線の事業所	令和2年9月1日	鳥取県庁講堂	58名

地元説明会における、本議案についての主な質疑・応答は以下のとおり。

意見・質問要旨	回答
嶋里仁線について、イナバ自動車学校のところにできる交差点に信号は設置されるのか。信号ができることで現状より渋滞がひどくなりそうだが。	協議中であるが信号を設置する予定。信号パターン等を工夫したりするなど対応したい。
嶋里仁線に接続する道路やその他周辺市道の交通量が増加することが考えられるが、道路拡幅等の改良は検討しているのか。	嶋里仁線は市道德尾7号線の代替道路として、バス路線機能や災害時の国道29号の代替路線等の機能を考えている。 他路線も地域の意見を伺いながら安全対策や道路改良工事について調整したい。
嶋里仁線はいつ開通するのか。	南北線の工事と調整しながらとなるが、IC工事で徳尾7号線が通行止めになることが予想されるので、代替路線として早く開通することになるかと考えている。
南北線の側道（市道）の今現在の計画を示してもらえないか。	南北線本線が優先され、位置決定されていないため、側道案を提示できる状態でない。事業化になれば、それぞれの町内会に建設委員会の結成をお願いし、復元等の相談をさせてもらう。

時期	内容
令和7年 8月5日	鳥取市都市計画審議会(事前審議)
8月中旬	県知事事前協議
9月初旬 (2週間)	都市計画法17条に基づく案の縦覧
11月下旬	鳥取市都市計画審議会(本審議)
12月初旬	都市計画法第19の3に基づく県知事協議
12月末	都市計画決定告示